

令和8年度 外国人材向け国内外ジョブフェア業務 公募型プロポーザルに係る企画提案書作成のための仕様書

1. 企画提案書に記載する事項

2.の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 業務内容

(1) 国内ジョブフェアの実施

ア 業務内容

- ・近畿圏内の大学、日本語学校及び専門学校（以下、「教育機関」という。）に在籍する留学生を対象に、教育機関等と連携しつつ、**県内企業（10社程度）**が参加するジョブフェアを和歌山県外（近畿圏内を想定）において対面で2回実施すること。
- ・なお、連携する教育機関については、**理系専攻で日本国内での就職を希望する留学生**を含むよう配慮すること。
- ・各回の参加規模は、留学生50名程度を想定し、**企業と留学生が十分に対話できる規模**で実施すること。
- ・実施に当たって**出展企業の募集及び取りまとめ**を行うこと。なお、出展企業の募集に当たっては、他事業や企業向けメルマガ等の県主体事業と連携しつつ実施すること。
- ・イベント実施に向けて関係者との事前調整を行うとともに、**参加者の募集及び取りまとめ**を行うこと。
- ・会場設営や資料作成等、**イベント実施に必要な準備及び当日の運営**を行うこと。
- ・開催後1か月以降の選考状況（書類審査、面接、内定等）について、**参加企業への追跡調査**を実施すること。
- ・イベント参加者に対して**アンケート調査**を実施すること。
- ・具体的な開催規模や運営方法等については、より効果的な手法について受託者からの提案を踏まえ、和歌山県と協議のうえ決定するものとする。

イ 対象経費

- ・資料作成・会場設営等に要する費用
- ・当日運営に要する費用
- ・広報費
- ・その他実施に要する費用

【提案】

- ・業務遂行に必要な人員配置及び留学生支援、外国人材採用支援等に関する実績や専門性の提案を行うこと。
- ・対象とする留学生層の分析結果（専攻、日本語能力、職種志向など）を踏まえたうえで、和歌山県及び県内企業の認知度と関心を高め、マッチングに繋がることが期待できるようなイベント内容を具体的に提案すること。

- ・教育機関、関係機関等との連携方法及び広報手法について、集客効果を高めるための具体的な計画を提案すること。
- ・上記の他、予算の範囲内で実施が可能な場合には、留学生を対象とした就職イベントへの和歌山県 PR ブース出展についても併せて提案すること。

(2) 国外ジョブフェアへの出展

ア 業務内容

- ・ベトナムの高等教育機関等が主催する就職イベントを含む現地での就職関連イベントに和歌山県ブースを2回程度出展すること。
- ・和歌山県ブースの企画及び出展手続きを行うこと。なお、ブース出展には職員が同行するものとする。
- ・和歌山県ブースにおいて、**和歌山県での働き方や暮らし方、サポート体制の紹介**及び**和歌山県 PR 動画の展示**を行うことで、和歌山県及び県内企業への関心を高め、将来的な県内就職に繋がるよう設計すること。なお、動画データは県が提供する。
- ・和歌山県ブースにおいて、**県内企業の求人情報及び県内企業の紹介**を行い、他事業で実施する県主催ジョブフェアや県内企業の採用選考への参加を促すこと。なお、求人情報は県が提供する。
- ・イベント当日における**通訳体制の手配**を行うこと。
- ・**ブース来場者数の集計と属性等の分析**を行うこと。また、日本就職に関心を示した来場者をアンケート等により把握すること。

イ 対象経費

- ・出展料等
- ・ブース装飾デザイン、設営・施工・撤去費
- ・イベント当日における通訳体制の手配費
- ・県内企業求人情報及び県内企業紹介資料の印刷に係る費用
- ・その他ブースの企画及び運営に要する費用

※県職員の渡航に要する費用は不要。

ウ 対象イベント

- ・ベトナム国内で日本就職希望者の参加が多数見込まれるイベント（提案による）
- ・なお、提案に当たってはイベントごとに地域や就職を希望する職種といった参加者の属性が異なる集団にアプローチができるよう配慮すること。
- ・ブース来訪者数は、1イベント出展につき100人以上を目指すこと。

【提案】

- ・業務遂行に必要な人員配置及び外国人材採用支援、国外ジョブフェア出展等に関する実績や専門性の提案を行うこと。
- ・参加学生の属性（専攻、日系企業志向、職種志向等）や日本就職希望者の参加想定数等を比較し、より効果的なイベントを選定して提案すること。
- ・ブース来場者に対して、県内企業の採用選考への参加を促すための具体的な手法を提

案すること。

- ・来場者の関心を高めるため、ブース内の装飾や県内企業 PR 動画の放映等が可能な場合はその内容を提案すること。

(3) 成果整理と実績報告

- ・(1) 及び(2)の実施状況を整理したうえで、課題・改善点等を分析した実施報告書を作成すること。

3. 留意点

- (1) 受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせることができない。業務を効果的に行う上で必要と思われる業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ和歌山県に対して再委託承認申請書を提出し、承認を得なければならない。
- (2) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (4) 貰金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (5) 本事業の実施にあたっては、和歌山県と綿密に調整しつつ、和歌山県が示す方針を十分に理解した上で、社会情勢の変化を踏まえ、受託者自身の強みやネットワークを活かした活動に努めること。また、本事業を通じて得られる情報は隨時和歌山県に共有すること。

4. その他

- (1) 3の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (4) 本業務により制作されたコンテンツに関する知的財産権（著作権、特許権等を含む。）は、原則として受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は当該権利の内容を和歌山県に報告するものとし、県は本業務の目的の範囲内で当該権利を無償利用できることとする。
- (5) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。